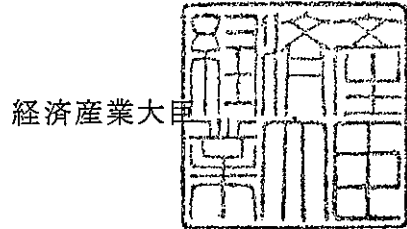


経済産業省

第23回原子力委員会
資料第1-1号

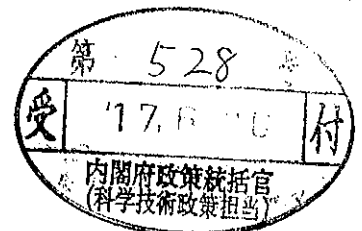
平成16・03・18原第13号
平成17年6月16日

原子力委員会委員長 殿



電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉の設置について（諮問）

電源開発株式会社 取締役社長 中垣 喜彦 から平成16年3月18日付け原発第155号（平成17年6月3日付け原発第27号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る内容は、電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉施設の設置である。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・原子炉の型式として、濃縮ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、軽水減速、軽水冷却、沸騰水型の商業発電（平和目的に限る。）のために用いる原子炉を設置するものであること
- ・発生する使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針であること
- ・海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは政府の承認を受けるという方針であること

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・ウラン資源の有効利用を目的とするものであり、原子力発電を「基幹電源に位置付け、最大限に活用していくこと」、また、「使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用していくこと」とする我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「長期計画」という。）の方針に沿ったものであること
- ・発生する使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針であり、長期計画における我が国の核燃料サイクルに対する国の基本的考え方に沿ったものであること
- ・本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質（ウラン）については、計画的に確保することとしており、核燃料物質（プルトニウム）については、国内の電気事業者との協定に基づき、使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムのうちから、全炉心にウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を装荷するために必要なプルトニウムを譲り受け、そのプルトニウムを利用していくとしていること
- ・発生する放射性廃棄物については、長期計画の方針に沿って処理処分するという方針であること

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る原子炉の設置に要する資金は、約4,690億円である。

これらの資金については、日本政策投資銀行からの借入金、自己資金、社債及び一般借入金により平成23年度までの間で調達する計画としている。

電源開発株式会社における総工事資金の調達実績と比較して、今後の資金調達は可能と判断した。

このことから、原子炉を設置するために必要な経理的基礎があると認められる。